

山口県報

平成 30 年
11月20日
(火曜日)

目 次

○告示

救急病院の認定(医療政策課).....

保安林指定の解除(宇部市)(森林整備課).....

解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課).....

保安林の指定(森林整備課).....

○公告

ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....

公共測量の実施(二件)(監理課).....

山口県告示第三百九十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年十一月二十日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
宇部西リハビリテー	シオン病院	宇部市大字沖ノ且七九七		山口県知事 村岡 嗣 政	平成三三、一一、三〇

山口県告示第三百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字善和字瀬戸一六一の四
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第三百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字地家室字松尾中一一四二五の二、一一四二五の三、字小佐連西一一四二七の一(次の図に示す部分に限る。)、一一四二七の二
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

保安林の所在場所

宇部市大字小野字二ノかけ二八二一の一、二八二一三の一、字河ノ神内二八二四の一、二八一九、二八二〇、五四八六、二八二一五の一、二八二一八、字岡田二八二二、二八二三、二八二四、二八二三三、字岩瀬戸二八五八第一、二八五五、二八五六から二八五八まで、二八六一、字真名越二八九二、字上ノ真名越五五四四の一、五五四四の二、字元座田二八七二

山陽小野田市大字小野田字棚田一三六四の一、一三六四の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山陽小野田市大字小野田字棚田一三六四の一(次の図に示す部分に限る。)、一三六四の四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二六八) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成三十一年二月十三日(水曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成三十一年三月十三日(水曜日) 午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号

公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成三十一年一月四日(金曜日) から同月二十二日(火曜日) まで(郵送の場合、一月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三〇八五〇二))

五 提出書類等

(一) 受験願書

- (二) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (四) ふぐ処理業務従事証明書
- (五) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(三)及び(四)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
- 六 受験手数料
 - 一万六千六百六十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 八 その他
 - (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
 - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 - 公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
 - 萩市大字高佐下
- 三 作業の期間
 - 平成三十年九月二十日から平成三十一年一月三十一日まで

(二七〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 - 公共測量(都市計画図更新)
- 二 作業の地域
 - 下関市
- 三 作業の期間
 - 平成三十年十月十九日から平成三十一年三月二十日まで

平成三十年十一月二十日印刷
平成三十年十一月二十日發行

發行人所

山口縣知事